

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
建設部 土木事務所総務課
指 摘
行政財産使用許可に係る使用料について、歳入科目を使用料とすべきところ、財産運用収入としているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の行政財産使用許可に係る使用料については、歳入科目を使用料とすべきであることを、監査終了後速やかに課員に周知及び研修し、再発防止の対策を行った。 また、今年度は正しい歳入科目で受け入れていることを確認した。 今後は、地方自治法施行規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
建設部 土木事務所総務課
指 摘
道路占用料の納入期限について、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の道路占用料の納入期限については、納入通知書を交付する日から20日以内に指定して交付しなければならないことを、監査終了後速やかに課員に周知及び研修し、再発防止の対策を行った。 今後は、富山市会計規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	建設部 土木事務所総務課
指 摘	行政財産使用許可申請に係る公印審査について、文書管理システムで公印審査依頼を行い、公印管理者はシステム上で承認の手続きを行うべきところ、その承認を受けていないにもかかわらず、施行する文書に公印を押印しているものが見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の行政財産使用許可申請に係る公印審査については、文書管理システムで公印審査依頼を行い、公印管理者の承認を受けてから、施行する文書に公印を押印しなければならないことを、監査終了後速やかに課員に周知及び研修し、再発防止の対策を行った。 今後は、富山市文書取扱規程に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	建設部 土木事務所総務課
指 摘	契印について、備品台帳に記載していなかったため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の契印の取扱いについては、備品台帳に記載しなければならないことを、監査終了後速やかに課員に周知及び研修し、令和7年11月に備品台帳に記載した。 今後は、富山市物品管理規則に基づき、適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	建設部 土木事務所建設課
指 摘	ア 納入通知書の納入期限の設定について、次の誤りが見受けられたため、改善を図られたい。 （ア）不動産受払収入について、契約書では納入期限が指定されていたが、実際の納入通知書では納入期限が記載されていなかった。 （イ）雑入（消雪施設電気料負担金）の納入期限について、納入通知書を交付する日から20日以内に指定されていないものが見受けられた。
措 置 状 況	（ア）ご指摘の不動産収入に係る納入通知書の納入期限の設定については、監査終了後速やかに課内研修にて認識を共有し、契約書に沿った納入期限の指定を徹底することとした。 今後も富山市会計規則に基づき適正な事務を行ってまいりたい。 （イ）ご指摘の消雪施設電気料負担金に係る納入通知書の納入期限の設定については、監査終了後速やかに課内研修にて認識を共有した。なお、今年度交付した納入通知書では、交付日から20日以内で納入期限の指定を行っているところである。 今後も富山市会計規則に基づき適正な事務を行ってまいりたい。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象
建設部 土木事務所建設課
指 摘
イ 公印審査について、文書管理システムで公印審査依頼を行い、公印管理者はシステム上で承認の手続を行うべきところ、その承認を受けていないにもかかわらず、施行する文書に公印を押印しているものが多数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況
ご指摘の公印管理者の承認を受けることなく施行文書に公印を押印していた件については、担当者が文書管理システムにて公印使用承認を受けた後、施行文書を公印管理者に持参し、決裁文書と照合の上で押印することを、監査終了後速やかに課内研修により認識を共有した。 今後は、富山市文書取扱規程に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。

(別紙) 様式1 関係

監査の結果に基づく措置状況

監 査 対 象	建設部 土木事務所建設課
指 摘	ウ 土地賃貸借契約を更新した際、契約日を遡及しているものが複数見受けられたため、改善を図られたい。
措 置 状 況	ご指摘の土地賃貸借契約の契約日を遡及していたことについては、監査終了後速やかに課内研修により認識を共有し、定期的に更新が必要な契約については管理リストを作成のうえ、適切な契約事務を行うことを徹底した。 今後は、関連法令等に基づき、適正な事務処理を行ってまいりたい。

(別紙) 様式3 関係

監査委員の意見に対する回答

監 査 対 象	建設部 公園緑地課及び土木事務所建設課
意 見	<p>指定管理者監査及び定期監査において、都市公園の行為許可及び使用料徴収の取扱い並びに公園愛護会設立届出書の処理方法等、建設部所管の事務の執行について確認した際、公園緑地課、土木事務所建設課、指定管理者によって、その対応が異なっている例が見受けられた。</p> <p>こうしたことから、全市で統一した事務が執行されるよう、部内での認識の共有を図るとともに、指定管理者への指導を行うなど、今後の対応について整理、検討されたい。</p>
回 答	<p>ご意見の内容に関しては、監査終了後速やかに建設部内で事務手続きについて協議を行った。</p> <p>「都市公園の行為許可及び使用料徴収」については、以下のとおり取り扱うこととし、土木事務所建設課から指定管理者に指導を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">・公園利用者以外の公園駐車場の使用は、富山市都市公園条例に基づき、原則認めない。・使用料については、富山市都市公園条例に基づき、徴収することを徹底する。また、公園緑地課で作成する担当者マニュアルを活用することで、事務の統一化を図る。 <p>「公園愛護会設立届出書」については、届出書の受理をもって愛護会設立完了とし、決裁や相手方への通知等は不要とすることを公園緑地課の担当者マニュアルに記載し、部内で共有することで事務の統一化を図った。</p>